

平成22年第7回臨時会

# 東吾妻町議会会議録

平成22年11月29日 開会

平成22年11月29日 閉会

東吾妻町議会

## 平成22年東吾妻町議会第7回臨時会会議録目次

### 第1号（11月29日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議案第1号～議案第3号の一括上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	4
○閉会の宣告	18

## 平成22年東吾妻町議会第7回臨時会

### 議事日程(第1号)

平成22年11月29日(月)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 第 5 議案第 3号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例につい  
て

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹渕博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大冢広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	教育長	高橋啓一君
総務課長	高橋春彦君	企画課長	武藤賢一君
保健福祉課長	先場宏君	町民課長	本多利信君
税務会計課長 兼会計管理者	加辺光一君	産業課長	轟馨君
建設課長	渡辺三司君	上下水道課長	佐藤喜知雄君
事業課長	蜂須賀正君	教育課長	角田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 議事係	水出悟
議会事務局 主任	角田光代		

---

◎議長あいさつ

○議長（一場明夫君） 本日は大変ご苦労さまです。

遠くの山々の頂がうっすらと雪化粧し、冬の気配が感じられる季節となりました。

ここに平成22年第7回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折、ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本日の臨時会は、付議事件として、東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について外2件が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

---

◎町長あいさつ

○議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成22年第7回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

暦の上では立冬、小雪も過ぎ、日ごとに寒さが厳しさを増してまいりました。議員各位には、何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今回お願いをいたします案件は、東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について外2件でございます。

提案理由につきましては、別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（一場明夫君） ただいまより平成22年第7回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

---

◎議事日程の報告

○議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、14番、佐藤利一議員、15番、加部浩議員、16番、菅谷光重議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎議案第1号～議案第3号の一括上程、説明、質疑、自由討議、討論、

## 採決

○議長（一場明夫君） 日程第3、議案第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第4、議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第3号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について並びに議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第3号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院勧告を受けて、職員の給与及び議員、町長、副町長の報酬の改定を行うものでございます。職員の給与については、地方公務員法において、生計費、国及び他の地方公共団体の職員給与、民間事業者の従事者の給与、そのほか事情を考慮して定めなければならないとされております。

本町については、県人事委員会等の勧告を考慮して、給与等の改正を行います。町長、副町長、議員につきましても、期末手当を年間0.26月分の減、職員につきましても、給料月額平均0.19%の減、期末勤勉手当を年間0.20月分の減、55歳を超え、給料表6級を適用する職員につきましても、給料月額1.5%減額措置をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

失礼いたしました。説明の中の町長、副町長、議員につきましても、期末手当を年間0.20月分の減でございます。先ほどは0.26月分の減と申し上げましたが、正確には0.20月分の減でございます。訂正しておわびを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。失礼しました。

続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 大変お世話になります。よろしく願いいたします。

それではまず、議案第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に

ついてでございますが、今回の改正につきましては、平成22年8月10日の人事院勧告に準拠する形で実施するものでございます。

主なものは、例月給について平均0.19%、額で757円を減額する。期末勤勉手当について年間0.2月分引き下げる。また、55歳を超える職員で給料表6級を適用する職員は、給料月額から1.5%減じるという内容でございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。10ページになります。

第1条関係では、第19条期末手当でございますが、第2項に100分の150を100分の135に改正、その下段、特定幹部職員となっておりますが、管理職は期末と勤勉手当の率の適用が異なるために、100分の130を115に改正するという内容になっております。3項再任用職員についても同様のものでもあります。

続きまして11ページをお願いいたしますが、第20条勤勉手当では、第2項第1号に100分の70を65に、管理職については100分の90を85に、2号の再任用職員についても同様のものがあります。

本年12月に支給されます期末手当について0.15月、勤勉手当を0.05月減額し、合わせて0.2月分減額するという内容でございます。

附則11項では、55歳を超え、給料表6級を適用する職員は、給料月額に対して1.5%を減額し、適用するという内容でございます。

次に、14ページの中段をお願いしたいと思っておりますが、別表第1行政職給料表は、平均で0.19%減額した額に改定する内容でございます。

続きまして23ページ、第2条関係でございますが、先ほどの期末勤勉手当について、本年12月で合計0.2月減額したものを来年度以降、6月に0.1月、12月に0.1月、合わせて本年同様に0.2月減額するという内容になっております。12月で12月分を0.2月減額しておりますので、その表の数字だけ見ると、逆に上がっているような見え方になってしまうかもしれませんが、内容的には、本年同様0.2月を下げるんだという内容でございますので、よろしくをお願いいたします。

第3条では、現給保障額を含む給料を受けていた職員は、現給保障額の計算の基礎となる額が給料表の減額改定に伴いまして、当該給料月額に99.59%を乗じて得た額とするという内容でございます。

第4条では、育児休業法の規定による育児短時間勤務職員について、55歳を超える職員と同じく1.5%を減じた額を適用するという内容でございます。

第5条では、介護休暇の適用を受けている職員に対しても1.5%を減じた額を適用するという内容でございます。

続きまして、議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、ごらんいただきたいと思いますが、第1条関係、第6条で、本年12月の期末手当を0.2月減額し、第2条関係、第6条で来年の期末手当を6月で0.1月、12月で0.1月、合わせて今年同様0.2月減額するという内容でございますので、よろしく願いをいたします。

議案第3号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例につきましても、同様に期末手当を0.2月減額する内容でございますので、よろしく願いいたします。これにつきましても来年6月に、また0.1月、12月には0.1月という減額の内容でございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 議案の1号から質問していきますけれども、人事院でこれが来たということ、これはもうやむを得ない問題なんですけれども、現在の町長としまして、職員給与を今後削減する考えはありますか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町職員の給与につきましては、県内の状況等精査をいたしまして、県内の市町村の平均給与を目指していきたいと思っております。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） 去年ですか、おとしですか、給与、大分職員の皆さん方には本当に削減という痛い思いをさせているんですけれども、いろいろ今、町長が言いました県内の状況というものを見ますと、当東吾妻町の財政から見て、まだまだ職員給与は高いほうにいるんじゃないかと。

ですから、町長も4月に就任以来、半年を経ておりますので、ぼちぼち厳しいことを言わなくてはならないかなと思って、今言わせてもらっているんですけれども、町長選でも財政改革というものを高々と掲げて、町民に訴えて当選をしております。その辺のところから考えますと、当然、これはあす、あさってでやるというのではなくて、この辺のところも考え

ているのかなと思って質問させてもらいましたけれども、検討中であるという、細かいことは出てこなかったのは非常に残念なんですけれども、その辺のところを踏まえて、もしもうちよっとなんか突っ込んだ答えができるようでしたら、聞かせていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町の職員の考え方も、非常に日本全体が非常に不景気であると、民間の給与も減っておるということは十分に理解をしております、その点は大変に好転をしてくていると思っております。県内の市町村の平均的な水準というものを把握して、それに向けて職員と話し合いながら削減に向けて進んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） だから私も先ほど言ったとおり、もう就任以来6カ月です。まだ検討して、これから、調べてあるかもしれませんけれども、それを把握して、職員と話をして進めていきたい。こういうことをやっていたんでは、町長、本当に4年ぐらいすぐ過ぎてしまうんです。やらないならやらないでいいんです。別の方面で一生懸命やってもらえればいいんです。その辺のところを町長の腹を聞きたいから、あえて言っているんです。だから町長をいじめるとかそういうのではなくて、町長はどういう方向でいるかなと思って聞いているわけなんです。

それから、今までの、これはちょっと論外になってしまうかもしれませんが、各議員さんからの質問に対して、今後検討しますとか、今度こうしますとか、いつまでに検討しますというのはないんです。だから、それではもう本当に進歩がないんです。ですから、今あれしたように、全く今まで調べていないのか、これから調べてやるのかなとも思えるような回答をもらったんで、非常に私は残念に思うんですけれども、その辺のところ、あのやろう、何を言っているんだと聞き流してしまってもらえばそれで結構ですけれども、少し何か感じるものがありましたら、今後ひとつ町のため、町民のために、一生懸命その辺のところも考えていっていただきたいと思います。

それと、3号関係なんですけれども、これも議長さん、もし方向が違っていたら打ち切って結構ですから、質問させてもらいます。町長に質問したいと思います。

この辺のところは副町長も含まれておりますけれども、副町長は今後置くつもりはあるんですか、ないんですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 副町長につきましては、当然将来はこれから人選等を行いまして、適任者を選任したいというふうに思っております。時期についてはいつまでということとははっきりちょっと言えませんが、人選を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

○15番（加部 浩君） もし中期にわたる場合、今年度いっぱいには置かないというような計画でありましたら、これは私の考えですけれども、これの補正で副町長を減額して、補正予算を減額して、町民としてはいろいろの細かいところ、これは何百万単位の減額だと思えます。今年度いっぱいの減額となれば、置かないということになれば。町民としても、本当に小さいところ、あそこをちょっと直したい、ここを直したい、そういうところに向けてやる。それも非常に、何ていうんですか、心のこもった温かい町政になるんじゃないかな。そのかわり、今年度いっぱいになるから、町長がそれだけ私が頑張ってやるよというようなことであれば、非常に町民も喜ぶんじゃないかなと思ひまして、あえて言わせてもらっております。

これはちょっとこの議案に対して外れてしまっているかもしれませんが、議長がもし許していただけるのならば、町長の回答をいただければありがたいと思ひます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 加部議員さんのほうから大変ありがたいお言葉をいただきまして、やはりそういうものにつきまして、町民に対して細かい配慮、気遣いをするという点だと思ひます。そういうことでございますので、前向きに考えてまいりたいと思ひしております。

以上です。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

9番、大図議員。

○9番（大図広海君） 職員給与ということが先ほどの町長の発言を聞いていますと、職員と話し合っ決めていくというような方向性にあるようですが、その結果、話し合いが成立するという見通しは持っているのでしょうか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、組合の幹部等と話もしておりますし、当然理解をしてくれるというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、職員給与というのは、組合の理解のもとに定まっていくという感覚を町長はお持ちだと思っていてよろしいですか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましてはやはりお互いの認識を深め合って、理解していただいて、円満に解決していく方法がよいと考えています。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうしますと、給与条例主義というのはどういうことになるか。その感覚を伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはりお互いの意思を疎通していくことが、この町行政を執行する上でも、職員の仕事ぶりにも影響してくるものと思っております。

○議長（一場明夫君） 給与条例主義に対する認識を聞いているようですが。

○町長（中澤恒喜君） 認識をしております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） でも、先ほど来の答弁ですと、どうも認識はしていないようだ。だから答弁が的外れのように感じる。議長から指示を受ける。これが見事に物語っていると思います。

そうしますと、形だけ、知識として条例主義ということは認識していると、今公式な発言がありましたが、いいですか。

じゃ、なぜ、法が条例主義を制定したか。そこの認識を伺っておきます。どういう感覚で条例主義ということが成立しているか、町長の考えを伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 行政の円滑な推進に向けてだと思えます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） もともと役人上がりだから、そういう話になるのかもしれませんが、かなり条例主義の本旨とかけ離れた内容が、そこの、今の発言の中にある。

いいですか。職員の給与というのは、地方自治の本旨に基づき、住民の理解がそこになければいけない。したがって、住民から選出された議会の同意をもって、住民の理解とかえる、これは代議制であるからこれは仕方がないことです。そうすると、職員組合と話す前に、きちんと議会といろいろと問題点を突き合わせる、それが住民と相談したことになる。そうい

う形ででき上がってきたもの、職員と妥協せずも、時には争いがあっても、住民理解のもとにそれを進めていく、それが町長としての仕事かと思えます。大分方向性が違ってきます。

そういった観点で対処してきたか、あるいは今後するのか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 大図議員のおっしゃったことは常に念頭にございまして、進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） それでも、先ほど来の発言はどうもそうはなっていない。いいですか。職員組合と話す。話した結果、職員が納得して、それで円滑に仕事を進める。それは、円滑というのと効率というのは別なんです。

先だっの財務会計のコンピューターの入れ替えのときでした。あれはかなりみじめな話です。腹立たしいのを通り越しています。これが現実なんです。いいですか。そういった職員との合意のもとに給与が決まっていくってあり得ない話だと思えます。町民理解の中で職員給与が決まっていく。

じゃ、その中で1点伺いますが、今回この期末手当の支給率の問題と一緒に号給表の訂正がありました。6級職が1.5%落ちるという話です。ただこれで実効性が得られますか、伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 得られると考えております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ところで、現給保障という制度がまだ若干生きているかに見えます。

そうすると、号給表が動いても現給が確保されている。実効性がそこにかいほどあるかということです。その検討はなされましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 行われております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、いいですか。仮に今臨時会に、この現給保障の全廃というところが提案された場合に、幾らの差額が出るか、頭の中に入っていると思えます。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては即答できません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） だから、検討されていないんです。検討されているのならば、これだけの差額が出ると、これはやむを得ないものであるか、即刻実施すべきものであるか、数字との兼ね合いになってくると思います。いいですか。号給表を下げても、現給保障がある限り実行が表に出てこない。姿勢を示すんだ。臨時会まで開いて町長、自分の給与を下げた、パフォーマンスではないんだと言っていました。やっぱりパフォーマンスでしたんですか。伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） パフォーマンスという言葉ではなくて、意思の表明だと思います。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） その意思の表明に基づいて、着実に実行していく。号給表を切りかえた段階で、現給保障をやめる。その意思の表れなんです。それはそれで町民がどういうふうに関係するかの問題になります。

それと、職員給与というのは、有権者の総意に基づきという発想です。そうしますと、今回19条の改正なんですけど、改正しなかった部分。いいですか、基礎額、このものについての検討はなされましたか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これについては、担当課のほうで検討はなされているというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 今回の改正によりまして、給与につきましては970万円の減額、手当につきましては2,500万円の減額、共済費につきましては500万円の減額、退職手当負担金につきましては若干でありましたが、52万円の増額、合計で3,930万円ほどの減額となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 基礎額についての検討はしたかという質問だったと思いますが、総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 基礎額につきましては、給料表を人勸に基づいて減額するということで、それに倣って実施しております。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そうすると、基礎額のあり方については何も検討されていなかった、これが現実の話です。総務課長は質問に答えていない。そういう概念が自分の中にある。町長は基礎額というのがどういうシステムででき上がっているかもご存じないような発言です。いいですか、先ほども申しましたように、有権者の総意、住民の総意によって地方自治体の職員の給与は決定していくんだ、そういう形なんです。いいですか。これは人勤で2.1が1.95になった。その部分ではいいんですが、ここなんです、その基礎額を算定するのについて、こういったことの計算式が住民理解が得られるかどうか、またその検討がなされたかどうかと聞いているんです、町長お答えください。

期末手当の基礎額の計算式について、これで住民理解が得られるという形になりましょうか。先ほど来、町長が言っていました姿勢を示すということがこういう形です。お答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、ちょっとお答えできかねます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） ということは、基礎額がどういう計算式で成り立っているかということをご存じないととらえていてよろしいでしょうか。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 細部にわたって理解はしておりません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） じゃ、知っている範疇でお答えください。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ここでは資料等ございませんので、お答えできません。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） まさにそこなんです。住民理解が得られないというところなんです。いいですか、基礎額を計算するのに扶養手当が加算されて、その額に、今回でいえば1.95が掛けられて、その額が期末手当になると。そうすると、扶養手当にもボーナスがつくと、手当に手当がつくんです。それで得た額について役職加算がつく、こんな理不尽なことがありますか。給与額が高いか安いかの問題以前に、住民理解が得られるか。理解が得られれば高くてもいいんだと思います。低いだけが要件ではないんです。すっきりした形で、ああ、なるほどなと理解が得られる、ここが問題になると思うんです。そういったことを整理する、

そのために姿勢を示すという言葉があったのかと思いました。姿勢を示すどころか、いいですか、そういった知識さえも持ち合わせない。こういう町長が今現にそこに座っているということです。非常にふんまんやるかたない部分があります。いいですか。

それはそれとしておいて、さらに進めます。

この給与をそのまま支払い続けますと、なかなか、町民の中には実質給与減額になった、いいですか、これはもう具体的な数字としてのあらわれです。その中で、15歳から税負担をしている人がいます。

ところで、職員の中には、すみません。条例上で言うと、手当という形で、今扶養手当の額にまたボーナスが加算されてくるみたいな感じです。こういった人たちに、また、それでその扶養手当も、ここが問題なんです、22歳まで特別な加算額がある。ましてや今幼少期においては児童手当も出てきた。そういった中で、これを一たん全部整理して、すっきりした形で町民理解が得られる、こういった方法が検討されるべきかと思いますが、そうすると、ここなんです。期末手当の基礎額の計算式にも当然これのはね返ってくる。

職員の給与は1月1日が起算点というような形で、年度ではなくて年で整えるという話なんですから、今臨時会にそういったものがまとまって出てくるのかなと思いましたが、どうもそうではなかった。そうすると、6日から始まる定例会の中にもまだまだそういったものが提案される余地が残るかとは思いますが、その用意があるか否かを伺っておきます。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の場合、人事院勧告というものを勘案して、重要視して決定しておるところでございます。

○議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

○9番（大図広海君） そういうことはということなんです、私が聞いているのは、それはそれでボーナスですから、臨時会を開いて、12月1日の基準日までに間に合わせるということで、臨時会だったんでしょうと思います。

ところで、その他の手当については1月1日を事前にした、定例会でも間に合わないことはない。それが、いいですか、5月に就任して6月、9月として町長が定例会を終えた3回目、半年もたっています。ぼちぼちそういう時期かなと私は想像していたところなんです、そこを1点だけ伺っておきます。

そうすると、この問題は、これはこれでということになるかと思えます。職員の給与、抜本的な改正、給与というか、基本的には手当のあり方なんだと思えます。基本給そのものは

なかなか即座には動かせないということになります。そうすると、この附則の、すみません、給与表を動かしても、附則で定まっているところの現給保障額等々も、これも精査していないと、給料表を動かした意味がない。ないとは言わない、薄くなる。ここの部分で、きちんとした形で定例会を迎える準備があるか否やということをお伺いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点については、今後の検討課題だというふうに思っております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 何点かお聞きしたいんですけども、先ほど総務課長の説明の中になかったのでお聞きしますが、職員の皆さんに年間どのくらいの影響を及ぼすのかというふうな検討をされておればお聞きしたいんですが、多分、給料で0.19%、平均で753円という数字をお示しいただいたんですが、実際にはかなり給料の高い方もおられるし、低い人もいるという中では、その辺の一番最低の影響を及ぼす人と最高の影響を及ぼす人というふうなところではどうでしょう。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 先ほどのお話にありましたが、給料表につきましては、平均でそういう額ということでございます。ある程度、若年層のほうはそんなに影響はないんですけども、年齢が上がってきているところに影響が出てくる。そういう中で、また55歳以上については1.5%の減額というふうな内容になっていますので、よろしくお願いたします。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ですから、具体的に金額的に言って、職員の皆さんが年間、例えば20万円とか30万円ぐらい、今までの年収、一番これによって影響を及ぼす人はなるんですけども、そういった具体的なことが検討なされていればお示しいただきたいということなんですけれども。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 先ほどちょっとお話をいたしました総額では3,900万円ほど減額をするということでございまして、個々の減額が幾らというのはちょっと今資料を持っておりませんので、申しわけないんですけども、よろしくお願したいと思います。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） ということは、私たちがこの議会が終わって、これがもし可決されて、

住民の皆さんに説明をするときに、職員の皆さんが実は今回の給料減額で幾ら減らされたというところは、多分一番聞きたいというか、知りたいところだと思うんですけども、そういったことが私とすれば、住民の皆さんにお示しできないということで、非常に残念であります。

それと、もう1点なんですけど、ラスパイレス指数の影響についての検討をされているかどうかをお聞きいたしたいと思います。

○議長（一場明夫君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 今回につきましては、人事院勧告に準拠するというごことございまして、それにラスパイレス指数の数字ということについては、今回はこの中には検討はいたしておりません。

○議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

○5番（須崎幸一君） 最後にお聞きしますけれども、町長は最初の方に、職員組合ですか、との話し合いをということ、かなり円満にということ、お話し合いをということだったんですけども、今回の人事院勧告に基づきます給料の改定ですか、それについての職員組合との話し合いの内容についてお示しできれば、多分したんでしょうから、その辺もお話ししていただければありがたいなと思うんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（一場明夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） このことにつきましては、以前にもお話をしたと思いますけれども、やはり国の人事院勧告、これに沿って、国に準じて行うということを申し渡しまして、理解を得ております。

○議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

ないですか。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。

初めに、議案第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

そのままお願いします。2、4、5、6、7、8、10、11、12、14、15、16、17、18番議員起立です。

はい、座ってください。

(起立多数)

○議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

続いて、議案第3号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他整理は議長に一任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(一場明夫君) これをもって本日の会議を閉じ、平成22年第7回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前10時46分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 佐藤 利 一

署名議員 加部 浩

署名議員 菅谷 光 重